

山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正(素案)
(第3章第4節 太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理)

逐条解説

山口市

この逐条解説は、「山口市の生活環境の保全に関する条例」の条項のうち、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に向けた本条例の改正に関する条項のみを抜粋しています。

1 目的

条例	(目的) 第1条 この条例は、山口市環境基本条例(平成17年山口市条例第128号)に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。
----	---

◆ 条例改正の目的

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入以降、太陽光発電設備は全国で、急速に拡大してきた一方で、周辺環境や防災、地域住民等への配慮が不十分な太陽光発電設備の設置に伴う問題が増加してきました。

こうした中で、本市では、「再生可能エネルギーの普及促進」などの脱炭素に向けた取組を推進しつつ、市民が「安全安心で快適に暮らせるまちの実現」についても目指していくことが重要となります。

本条例の改正は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理についての必要な事項を定めることによって、再生可能エネルギーの普及促進と同時に、地域にお住いの皆様の生活環境の保全に配慮した形での太陽光発電事業の実施が確保されることを目的にしています。

2 定義

条例	(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、山口市環境基本条例の規定の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (12) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。 (13) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置(設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。)をし、発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置した太陽光発電設備による事業 イ 国及び地方公共団体が行う事業 ウ 営農型太陽光発電事業 エ 発電出力が10キロワット未満の太陽光発電設備で発電し、その電力を事業区域内又は事業区域と隣接した場所で、専ら自家消費の用に供する事業 オ その他市長が認めた事業 (14) 周辺関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境に影響を受けると認められる者であつて、規則で定めるものをいう。 (15) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。 (16) 営農型太陽光発電事業 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条第2項の営農型太陽光発電設備により発電を行う事業をいう。 (17) 太陽光発電事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール、それを支持する架台等)及び附属設備(パワーコンディショナーや接続箱等)をいう。

◆ 太陽光発電事業

発電出力は、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値とする

◆ 周辺関係者の対象及び範囲

事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建物の所有者、事業区域の敷地境界線からの水平距離が次に掲げる場合に応じ、それぞれの定める範囲内に居住する者及びその範囲内に区域のある自治会の代表者、自治会連合会等の地域を代表する団体の代表者及び水利権を有する場合は、その代表者又は個人とする。

なお、地域を代表する団体とは、自治会連合会や地域づくり協議会があり、地域によって、これらの団体を構成している支部組織なども考えられる。

(1)太陽光発電設備の発電出力の合計が 50 キロワット未満の場合 100 メートル

(2)太陽光発電設備の発電出力の合計が 50 キロワット以上の場合((3)に掲げる場合を除く。) 300 メートル

(3)太陽光発電事業が環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 2 条第 2 項に規定する第 1 種事業に該当する場合 1 キロメートル

◆ 事業区域

道路や水路などで分断されている場合でも、一体的に利用しているものは一つの事業区域とする

◆ 営農型太陽光発電事業

一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

◆ 太陽光発電事業者

個人や法人に関わらず、太陽光発電設備を用いて事業を行う者をいう。

3 太陽光発電事業者の責務

条例	(太陽光発電事業者の責務) 第 35 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例の規定を遵守するとともに、良好な生活環境の保全及び地域との共生のために必要な措置を講じなければならない。 2 太陽光発電事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 関係法令の遵守

事業者は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令(再エネ特措法、電気事業法など)を遵守すること。設備の出力や設置場所によって、関係する法令が異なることが考えられるので、事業者の責任において、法令を所管する行政機関に問い合わせをして、手続きが必要か否かを事前に確認すること。

また、事業の実施に当たっては、次のガイドラインなどを確認の上、必要な措置を講じること。

- ①「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」 資源エネルギー庁
- ②「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 資源エネルギー庁
- ③「廃棄等費用積立ガイドライン」 資源エネルギー庁
- ④「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 環境省
- ⑤「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」 環境省策定

4 土地所有者等の責務

条例	(土地所有者等の責務) 第 36 条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者は、当該事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 土地所有者等の責務

土地の所有者、占有者及び管理者は、当該事業区域を適正に管理するよう努めること。

なお、土地所有者は、当該土地における太陽光発電事業者が破産その他の理由により、事業継続が困難と認められる場合や当該事業者の所在を確知できない場合は、当該事業者に代わり適正な維持管理等を行うこと。(条例第 49 条参照)

5 事前協議

条例	(事前協議) 第37条 太陽光発電事業を実施しようとする者(以下この節において「事業予定者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容について市長と協議を行わなければならない。 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業予定者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 事前協議

事業予定者は、事業を実施しようと計画する早い段階において、市と協議を行うこと。事前協議の際には、太陽光発電事業に関する事前協議書(指定様式)に加えて、次に掲げる書類を提出すること。

- ①事業区域の位置図
- ②事業区域及び周辺関係者の範囲が確認できる書類
- ③現況写真
- ④①から③に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

なお、条例の施行日(令和8年10月1日(予定))前に着工した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業を行う場合は、この事前協議を行う必要はない。

6 周辺関係者に対する説明

条例	(周辺関係者に対する説明) 第38条 事業予定者は、前条の協議後、次条第1項の届出までに、規則で定めるところにより、事業区域の周辺関係者に対し太陽光発電事業の内容について説明会を行わなければならない。 2 周辺関係者は、前項の説明会を開催した事業予定者に対し、意見を申し出ることができる。 3 事業予定者は、前項の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 説明会の内容

事業予定者は、事業計画の届出までに、周辺関係者に対し、説明会を開催するものとし、設置工事の概要や関係法令の遵守など、次に掲げる事項について、適切な情報提供を行うこと。

- ①太陽光発電事業計画の概要
- ②関係法令(条例を含む。)の遵守に関する事項
- ③事業区域についての所有権その他の使用の権利の取得に関する事項
- ④太陽光発電設備の設置に係る工事の概要
- ⑤太陽光発電事業が周辺地域の自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容(除草措置の方法や頻度など)
- ⑥事業者の関係者(主な出資者を含む。)に関する事項
- ⑦太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物その他の処理に関する事項

◆ 開催案内

事業予定者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を開催の2週間前までに、周辺関係者に対し、投函(郵送、ポスティング等)や、個別訪問による書面配布、自治会の回覧などにより周知すること。なお、自治会の回覧による場合は、2週間前までに回覧を終えること。

◆ 開催日時・場所

日時については、夜間や土日、場所については、地域の集会所や近くの公共施設など、周辺関係者が出席しやすい日時、場所で開催すること。

◆ 固定価格買取制度の認定事業の取り扱い

再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしているもののうち、発電出力の合計が50キロワット以上のものは、対象外とするが、50キロワット未満のものは、説明会(※)を行うこと。
((※)再エネ特措法で規定されている、ポスティング等による事前周知措置ではなく、説明会。)

◆ 記録

事業予定者は、説明会の内容を録音及び録画により記録媒体に記録し、当該記録媒体を事業が終了するまでの間適切に保管すること。

なお、録画の際は出席者のプライバシー保護のため、出席者の背面から行うこと。

◆ 質問等への対応

周辺関係者からの質問や意見の受付期間を2週間以上設け、その回答については、書面で対応すること。

7 事業計画の届出

条例	(事業計画の届出) 第39条 事業予定者は、太陽光発電設備の設置に係る工事に着工する日の30日前までに、太陽光発電事業に関する計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 事業計画の内容

事業予定者は、周辺関係者への説明会を開催した後、設備の設置工事に着工しようとする日の30日前までに市へ事業計画の届出を行うこと。届出の際には、太陽光発電事業計画届出書(指定様式)に加えて、次に掲げる書類を提出すること。

- ①太陽光発電設備の位置図
- ②現況平面図・縦断面図・横断面図及び現況写真
- ③太陽光発電設備の配置計画図
- ④排水計画平面図
- ⑤太陽光発電事業に関する周辺関係者への説明記録(指定様式)
- ⑥維持管理計画の内容がわかる書類
- ⑦条例第44条第3項に規定する保険に加入したことがわかる書類
- ⑧条例第46条第3項に規定する費用の確保の内容がわかる書類
- ⑨関係法令等遵守(手続)状況(指定様式)
- ⑩①から⑨に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

なお、条例の施行日(令和8年10月1日(予定))前に着工した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業を行う場合は、この届出を行う必要はない。

◆ 保険に加入したことがわかる書類の提出時期

事業計画の届出を行うときまでに、⑦の書類の提出ができない場合は、誓約書(指定様式)を提出すること。ただし、工事完了の届出を行うときに⑦の書類を提出すること。

◆ 隣接する自治体への確認

条例第39条による届出を受けた事業計画が、他の市町の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町の長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

8 工事完了の届出

条例	(工事完了の届出) 第 40 条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも同様とする。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 工事完了の届出の内容

工事完了の届出は、設置工事完了後、速やかに太陽光発電設備設置工事完了届出書(指定様式)に、次に掲げる書類を添えて行うこと。

①現況写真

②条例第 39 条の届出のときに誓約書として提出していた事項に係る内容が確認できる書類

③①、②に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

なお、条例の施行日(令和8年10月1日(予定))前に設備の設置工事に着工した太陽光発電設備による太陽光発電事業(以下「既存事業」という。)について、当該既存事業の太陽光発電事業者は、令和9年3月31日までに届出を行うこと。(附則第 6 項参照)

9 維持管理

条例	(維持管理) 第 41 条 太陽光発電事業者は、良好な生活環境の保全上に支障が生じないよう、当該太陽光発電設備及び事業区域を自らの責任において適正に管理しなければならない。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 維持管理

事業者は、関係法令や各種ガイドラインを踏まえ、当該太陽光発電設備及び事業区域に係る保守点検及び維持管理に関する計画を、事業計画の届出時に市に提出し、その計画に基づく適正な管理を行うこと。また、事業区域からの資材及び残材等の飛散や、雑草の繁茂等による周辺の生活環境への影響が及ぶことがないようにするとともに、影響が生じた時は、速やかに適切な措置を講じること。

なお、適正な管理が実施されているかを確認するために報告を求めることがあるので、保守点検及び維持管理の記録を保管すること。

10 標識の設置

条例	(標識の設置) 第42条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事の着工から当該太陽光発電設備の撤去までの間、事業区域の出入口付近等に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 標識の記載事項等

事業者は、次に掲げる事項を記載した標識を設置すること。

- ①太陽光発電設備の設置場所
- ②太陽光発電設備の発電出力の合計
- ③太陽光発電事業者並びに保守点検責任者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先
- ④運転開始年月日

ただし、再エネ特措法に規定する標識を設置している場合は、新たに設置する必要はない。

◆ 標識の規格

標識は、風雨等により文字が消えることのないように適切な材料を使用するとともに、強風等で標識が飛散しないように設置すること。また、標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上とし、記載内容が誰でも容易に確認ができるようにすること。

◆ 標識の記載事項の変更

太陽光発電事業者は、標識に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書き換えその他必要な措置を講じること。

◆ 既存事業における標識の設置

条例の施行日(令和8年10月1日(予定))前に着工した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業で、標識を設置していない場合は、速やかに標識を設置すること。

11 事業区域への侵入防止措置

条例	(事業区域への侵入防止措置) 第43条 太陽光発電事業者は、事業区域内に關係者以外の者が容易に立ち入ることがないよう周囲へのフェンスの設置等の侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 侵入防止措置

第三者が太陽光発電設備に容易に近づくことができない場合を除き、設置するフェンス等は、容易に立ち入ることができない高さかつ容易に取り外しができないものとすること。

◆ 既存事業における侵入防止措置

条例の施行日(令和8年10月1日(予定))前に着工した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業で、フェンス等を設置していない場合は、速やかに設置すること。

12 異常発生時の対応

条例	(異常発生時の対応等) <p>第 44 条 太陽光発電事業者は、設置した太陽光発電設備又は事業区域の土地に事故や災害による被害及び異常が発生した場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、被害により影響を受けるおそれのある周辺関係者に周知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な場合については、この限りでない。</p> <p>2 太陽光発電事業者は、前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>3 太陽光発電事業者は、第 1 項に規定する被害及び異常が発生した場合に備え、太陽光発電設備の設置の工事に着工する日から当該太陽光発電設備を撤去するまでの間、第三者賠償保険その他規則で定める保険に加入しなければならない。</p>
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 軽微な場合

軽微な場合とは、次に掲げる事項とする。

①太陽光発電設備本体及び附属設備の一部の故障などで、当該太陽光発電事業への影響が小さいと認められる場合

②標識やフェンス等の一部破損等によるもので、当該太陽光発電事業への直接的な影響がないと認められる場合

③①、②のほか市長が認める場合

◆ 報告

報告は、太陽光発電事業に関する異常発生等報告書(指定様式)に加えて、市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

◆ 加入が必要な保険

事業者は、パネルの飛散や施設の崩落など事故や自然災害等に備え、他者へ損害を与えた際に補償される保険に加えて、事業継続のための保険(火災保険及び地震保険)に加入すること。

13 事業の変更

条例	(事業の変更) <p>第 45 条 第 39 条に規定する太陽光発電事業に関する届出をした者は、当該届出に係る計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着工する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第 37 条、第 38 条及び第 40 条の規定は、前項の規定により計画の変更をしようとする者について準用する。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。</p>
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 事業変更の届出

事業の変更の届出は、太陽光発電事業変更届出書(指定様式)に、市長が必要と認める書類を添えて行うこと。

◆ 軽微な変更

事業の変更の際に、届出が不要な軽微な変更は、周辺関係者の生活環境及び景観に影響を与えるおそれがない変更(事業者及び保守点検責任者に係る変更を除く。)で、次に掲げる事項とする。

- ①事業区域の面積の縮小
- ②太陽光発電設備の出力の縮小
- ③その他市長が認める軽微な変更

14 事業の廃止等

条例	(事業の廃止等)
	第 46 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、当該太陽光発電設備の撤去完了後、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
	2 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)の規定に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。
	3 太陽光発電事業者は、前項に規定する適正な処分に充てるための費用を、積立その他の方法により確保しなければならない。

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 事業廃止の届出

事業の廃止等の届出は、設備の撤去完了後、速やかに太陽光発電事業廃止届出書(指定様式)に、市長が必要と認める書類を添えて行うこと。

◆ 適正な処分に充てるための費用の確保の確認

市は、事業者に対して、費用の確保が行われているか確認するために財務書類等の提出を求めることがある。

15 助言及び指導

条例	(助言及び指導)
	第 47 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業予定者及び太陽光発電事業者(以下次条において「太陽光発電事業者等」という。)に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 指導

指導は、太陽光発電事業に関する指導書(指定様式)により行う。

16 勧告及び命令

条例	(勧告及び命令) 第 48 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該太陽光発電事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (1) 事業予定者が、第 37 条第 1 項(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。 (2) 事業予定者が、第 38 条第 1 項(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による周辺関係者に対する説明会を行わず、又は虚偽の説明等をしたとき。 (3) 太陽光発電事業者が、第 39 条、第 45 条及び第 46 条に規定する届出、適正な処分及び費用の確保を行わず又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 太陽光発電事業者が、第 41 条から第 44 条までに規定する適正な維持管理等を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与える恐れがあるとき。 (5) 前条の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。 2 市長は、太陽光発電事業者等が正当な理由なく、前項の規定による勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該太陽光発電事業者等に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 勧告

勧告は、太陽光発電事業に関する勧告書(指定様式)により行う。

◆ 命令

命令は、太陽光発電事業に関する命令書(指定様式)により行う。

17 土地所有者への特例等

条例	(土地所有者への特例等) <p>第 49 条 次の各号に該当する場合は、土地所有者を太陽光発電事業者とみなして第 41 条、第 44 条第 1 項及び第 2 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条並びに前条の規定を適用する。</p> <p>(1) 破産その他の理由により太陽光発電事業者による太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合</p> <p>(2) 太陽光発電事業者の所在を確知できない場合</p> <p>2 土地所有者は、太陽光発電事業者との太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、あらかじめ土地の原状への回復及びその費用負担に係る条項の設定、その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。</p>
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 土地所有者への特例

条例第 36 条の規定により、土地の所有者は、当該事業区域を管理する責任があるため、事業者が破産その他の理由により事業の継続が困難と認められる場合や、事業者の所在を確知できない場合には、土地所有者を事業者とみなすこととする

18 適用除外

条例	(適用除外) 第 50 条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下次項において「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしている太陽光発電事業については、第 39 条から第 41 条まで、及び第 45 条の規定は適用しない。 2 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けている又は受けようとしている太陽光発電事業のうち、発電出力の合計値が 50 キロワット以上の太陽光発電事業については、第 38 条(第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 48 条第 1 項第 2 号の規定は適用しない。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 適用除外

再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の認定を受けている又は受けようとしている事業については、当該法による規制等を遵守することとなるため、本条例による規定(周辺関係者への説明会等)は適用除外とする。

なお、周辺関係者への説明会については、発電出力の合計が 50 キロワット以上のもののみ適用除外とし、同出力合計が 50 キロワット未満のものは、説明会(※)を行う必要がある。((※)再エネ特措法で規定されている、ポスティング等による事前周知措置ではなく、説明会。)

19 違反の公表

条例	(違反の公表) 第62条 市長は、第9条第2項、第10条、第13条、第20条各項、第25条、第48条第2項、第59条各項若しくは前条第3項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき、又は第11条第1項の規定に違反して届出に係る開発行為をした者があった場合において、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。
----	---

本条項については、以下の内容を想定しています。

◆ 公表の方法

命令を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業の住所及び氏名(名称)、違反の状況などを山口市公告式条例第2条第3項に規定する掲示場への掲示や、市のホームページへ掲載するなどの方法により公表することができる。

20 附則

条例	(施行期日) 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに着工した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業(以下「既存事業」という。)は、この条例による改正後の第 39 条の規定による届出があった事業とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第 37 条、第 38 条、第 44 条第 3 項及び第 46 条第 3 項の規定は既存事業に係る太陽光発電設備について適用しない。 3 前項の規定により届出があったとみなされる既存事業の太陽光発電事業者に対する第 40 条の適用については、同項中「当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより」とあるのは「令和 9 年 3 月 31 日までに」とする。
----	--

本条項については、以下の内容を想定しています。

- ◆ 既存事業における条例の規定の適用
既存事業については、以下の規定は適用しない。
 - ①条例第 37 条 事前協議
 - ②条例第 38 条 周辺関係者に対する説明
 - ③条例第 44 条第 3 項 保険の加入
 - ④条例第 46 条第 3 項 処分費用の確保

条例第 40 条については、令和 9 年 3 月 31 日までに届出を行うこと。

なお、本条例に基づく太陽光発電設備に係るその他の規定については、既存設備の事業者にも適用する。